パブリックコメントの結果について

1 小牧市に寄せられた意見

	7. 区市に前とり代と思力	
No.	意見	意見に対する市の考え方
1	計画の名称が「小牧市…」とな	本計画の内容は2市2町で共通する基本理念や基本
	っていますが、2市2町に及ぶ	施策等となっており、共通理解のうえ連携しながら
	計画であり、その市町連名、ま	進めていくものとなっておりますが、成年後見制度
	たは「尾張北部区域…」とした	利用促進法において、「市町村は、(中略)当該市町
	方が自然に感じます。	村の区域における(中略)基本的な計画を定めるよ
		う努める」と規定されていることや、市として施策
		を進めるにあたり、小牧市としての計画が必要であ
		ることから、「小牧市成年後見制度利用促進計画」と
		しております。
2	高齢者のひとり暮らしがます	高齢者ひとり暮らしの方の生活支援、財産管理は重
	ます増えていくと思います。そ	要な課題であると認識しています。基本施策3にお
	んな高齢者が認知症等要介護	いて、身元保証、居住支援、任意後見制度、未成年
	の状態になったとき、その人の	後見など、権利擁護支援のさまざまな課題について、
	生活サポートや財産管理のこ	地域の権利擁護支援に関係する社会福祉協議会、地
	とが問題になってくると思い	域包括支援センター、障がい者相談センターなどと
	ます。それに備えての任意後見	ともに、実態把握や先進事例の研究などを通じて、
	契約が今後重要になってくる	必要な社会資源を検討していく考えを示していま
	と思います。これをターゲット	す。任意後見制度については、この一環として普及
	とした取り組みの展開を望み	啓発を推進してまいります。
	ます。	
3	民事信託の活用も有効と思い	財産の管理や処分について民事信託の活用は有効な
	ます。	手法の一つと考えますが、身上監護や福祉的な支援
		を充実していく観点から本計画により、成年後見制
		度の利用促進を図ってまいります。
L	İ	

4 ケアマネジャーや民生委員等、 対象者の発見の機会が多い職 種との有機的な連携の構築が 大切と思います。 基本施策3において、「権利擁護支援を必要とする人を早期に発見する取組の重要性に鑑みて、各市町のさまざまな見守りなどの地域づくりの取組に積極的に関わっていきます」としています。ケアマネジャー、民生委員の方も含め、地域や関係機関との連携を強化していく取組を進めます。

5 成年後見に関連する支援の経験や実績を持ついわゆる身元保証団体との協力関係構築や連携、役割分担等についての対話や協議が大切と思います。

国の第二期成年後見制度利用促進基本計画の II 1 (2) ②の中で、「公的な機関や民間事業者において、身寄りのない人等への生活支援等のサービス、本来の業務に付随した身寄りのない人等の見守り、寄付等を活用した福祉活動等様々な取組が行われている。こうした取組については、公的な制度の隙間を埋めるものや公的な制度利用の入口として効果的であるとの指摘がある一方、一部の事業者については運営方法が不透明であるなどの課題も指摘されています。そのため、国は、公的な機関、民間事業者や当事者団体等多様な主体による生活支援等のサービスが、本人の権利擁護支援として展開されるよう、意思決定支援等を確保しながら取組を拡げるための方策を検討する。」と記載されています。

このことから、本計画では基本施策3において、「権利擁護支援の対象となる人や家族が抱える複合的な課題に対応していけるよう、身元保証、居住支援、任意後見制度、未成年後見など、権利擁護支援のさまざまな課題について、地域の権利擁護支援に関係する社会福祉協議会、地域包括支援センター、障がい者相談センターなどとともに、実態把握や先進事例の研究などを通じて、必要な社会資源を検討していきます。」としており、今後、地域連携協議会の中

		で取り上げて議論していく課題であると認識してい
		ます。
6	地域包括ケアシステムの一環	国の第二期成年後見制度利用促進基本計画では、地
	の中の成年後見制度利用促進	域共生社会を目指す重層的ネットワークの構築が求
	という機能、という捉え方が大	められています。
	切と思います。	成年後見制度の利用促進については、本計画により、
		地域包括ケアシステムやその他の生活困窮者支援ネ
		ットワークなどと重層的に取り組んでまいります。

2 扶桑町に寄せられた意見

意見 意見に対する市の考え方 No. 高齢化が進む社会におけ 1 小牧市、岩倉市、大口町及び扶桑町の4市町では、 1 る成年後見制度は、必須 成年後見制度の利用促進という課題について、尾張北 であり、扶桑町がどのよ 部権利擁護支援センターを4市町の中核機関として共 同設置するなど、連携して取り組むこととしているた うな取組みをしていくの か、注目していきたい。 め、4市町で共通認識をもち、広域で取り組むことが 今回、提示された促進計 効果的な事業については積極的に広域で取り組みたい 画の意見公募に以下のよ と考えています。 うなコメントを提示する 一方で、4市町はそれぞれに個性のある自治体ですの で、各市町において優先的に取り組むべき課題もあり、 概括 さらに発展させることのできる既存の取組もあります 1 本促進計画は、法的根拠 ので、御指摘のとおり、各市町独自の取組についても、 深めていく必要がありますが、3に記すように、まず に基づき広域における促 進計画としてまとめられ は、広域での地域連携ネットワーク協議会を中心に検 たものと理解するが、後 討を進めていく予定です。その上で、各市町において 見制度の最も重要なポイ は、既存の会議を活用して、計画推進にかかる検討を ントである権利擁護につ 進めて参ります。 いて行動計画の扶桑町で の具体的内容を知りたい と思っている。即ち、本 促進計画からのアクショ ンプランが引続きを提案 されるものと思っている 。この促進計画には、後 段で基本施策が記述され ているが、基本的な記述 にとどまっており、実行 面での内容が乏しい感が ある。

2 計画策定の趣旨

「成年後見制度の利用促進に とどまらない権利擁護支援」という表記には、言葉の遊びとしか思えない。今回の利用促進は、あくまでも成年後見制度の範囲であり、広げることなく集中して権利擁護を考えてもらいたい。また、市町村福祉計画との関係では、表のまとめも計画作成がない市町村もありまとまりに欠ける。また、表から意味不明な箇所もあって促進計画の内容として不十分と思われる。 2 成年後見制度については、従前は、財産管理の制度との理解が多くありましたが、現在では、権利擁護支援(ひとりひとりが尊厳のある本人らしい生活を継続することができるよう支援すること)のツールのひとつであるとの理解が広まっています。目的である「尊厳のある本人らしい生活」を支えるためには、成年後見制度のみでは足りず他の権利擁護支援の仕組みやツールを組み合わせて取り組む必要があるとの認識を記したものです。

他の市町村福祉計画との関係については、それぞれの 計画が独立したものではなく、相互に矛盾無く連携し たものとして、今後取り込んでいく必要があることか ら、策定年次等をあきらかにしたものです。

3 3 現状課題

整理された課題について、市町 村単位で実行計画を作成して 検討を進めていくのではなく、 この地域連携協議会の場で進 めていくという方法をとると いうことですか?特徴ある地 域独自性を考慮すると市町村 単位で進めることのほうが、町 民の受け止め方も理解しやす いと思われる。 3 整理された課題については、地域連携協議会の場を中心に、検討を進めていく予定です。例えば、市民後見養成事業を始め各市町が単独で取り組むよりもより効果的に実施できる事業が多くあることから、広域での事業展開も考えていきたいと考えています。また、年二回を予定している地域連携ネットワーック協議会の場だけでなく、市町ごとの権利擁護支援の課題を検討し、事業を検討する場も必要と認識していますが、そのような枠組みづくりについてもまずは地域連携ネットワーク協議会の場で協議していくものと考えています。

4 4 権利擁護の点から成年後 見人の研修は重要であり、個人 情報保護からも資格要素が必 要ではないかと考える。 4 専門職については、弁護士会、司法書士会、社会福祉士会などの専門職団体において、研修が行われているところです。個人情報保護についても、専門職についてはそれぞれ

の倫理規程等により徹底が図られています。 親族後見人については、尾張北部権利擁護支 援センターが、親族後見人のつどい等後見人 支援を行う際に、研修や専門相談の機会を提 供すること予定しています。

今後実施を予定している市民後見人の養成に あたっても、個人情報保護にも留意し、権利擁 護の視点に立った後見人候補者の養成を進め ていく予定です